

## 鹿島市家庭用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、対象地域内において家庭用浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号、）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(2) 家庭用浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもので、10人槽以下のものをいう。ただし、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。

(3) 対象地域 市内全地域のうち、鹿島市公共下水道認可区域を除く地域。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、次表に掲げる金額とする。ただし、家庭用浄化槽の設置費用が次の表の限度額より下回る場合はその額とする。

<国庫補助対象分>

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6人～7人槽	414,000円
8人～10人槽	548,000円

2 前項以外の場合、補助金の額は、次の表に掲げる金額以内とする。

<市単独分>

人槽区分	限度額
5人槽	112,000円
6人～7人槽	138,000円
8人～10人槽	184,000円

(補助金の交付条件)

第4条 規則第6条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査または建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受け家庭用浄化槽を設置する者。
- (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾を受けること。
- (3) 市長が別に定める浄化槽工事基準に適合していること。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写しまたは建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の見取図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付を決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）を、補助金不交付を決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金申請内容を変更する場合、または補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ヶ月以内、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽設置工事の写真(着工前・基礎工・本体据付工・工事完了)

(交付額の確定)

第9条 市長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条に規定する補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、家庭用浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 0 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。